一般（新規）用

2026 年度

資格課程 科目等履修生

募 集 要 項

この要項は、2026 年度新規※1 に明治大学資格課程科目等履修生になることを希望する者のうち、2026 年度に明治大学大学院に在学しない者※2 を対象とします。

※1 「新規」の扱いについては p. 2 を参照してください。

※2 2026 年度に明治大学大学院に在学しながら、資格課程科目等履修生となることを希望する者は、別の要項（院生用）にしたがって手続きをとってください。資格課程ホームページで公開します。

明 治 大 学

有 職 者　の方へ

本学資格課程科目等履修生としての履修にあたっては、**有職者に対する特別の配慮は行っておりません。正規の学生と全く同じ条件で、所定のガイダンスや授業に時間厳守で出席することが求められます。**

科目等履修生として履修を開始したものの、仕事の都合等により、学期の途中でやめてしまう有職者は例年少なくありません。仕事を持ちながら科目等履修生となることは、非常に大きな負担があります。

「授業の時間に間に合うよう仕事を終えることは可能なのかどうか」「教育実習や介護等体験など、自分で日程を決められない授業等が入ったときに仕事を休むことができるのかどうか」「テストと出張が重なる可能性はないのか」等々、仕事と履修を最後まで両立していけるのかどうかを十分に考慮した上で出願してください。

出願にあたって提出していただいた個人情報は、科目履修許可に関する手続き及びこれらに 付随する事項を行うために利用します。詳しくは「学校法人明治大学個人情報保護方針」（明治大学ホームページ https://www.meiji.ac.jp/bunsho/personal_inf/kojin_1.html）をご覧ください。

目　　次

１．明治大学資格課程科目等履修生について…… p. 2 ～ 3

２．手続きの流れ（手続日程等）

① 面接試問なし…… p. 4

対象者　⇒　p.3 参照

② 面接試問あり…… p. 5

対象者　⇒　p.3 参照

３．課程別の募集要領

Ⅰ．教職課程 …… p. 6 ～12

Ⅱ．学芸員養成課程 …… p. 13～14

Ⅲ．社会教育主事課程 …… p. 15～16

Ⅳ．司書課程 …… p. 17～18

Ⅴ．司書教諭課程 …… p. 19～20

４．2026 年度の学年暦及び授業時間…… p. 21～22

５．お問い合わせ …… p. 23

１．明治大学資格課程科目等履修生について

明治大学の資格課程科目等履修生制度は、本学に開設されている５つの課程（教職課程、学芸員養成課程、社会教育主事課程、司書課程及び司書教諭課程）の修了に必要な単位を本学在学中に修得できなかった者や、卒業後新たにこれらの資格取得を希望する者が履修できるという制度です。

なお、本学の資格課程科目等履修生制度は、前述の５つの資格を取得することを目的とする者を受け入れ対象としており、資格取得が目的ではない者は受け入れ対象外となっております。

出願資格は課程ごとに異なります。詳細は、各課程の項（p. 6～20）を参照してください。

Ⅰ．資格課程科目等履修生の種類等について

（１） 資格課程科目等履修生は、在籍状態によって、次の２種類にわけられます。

明治大学大学院に**在学している者**は ⇒⇒⇒ **院生科目生** と呼びます。

明治大学大学院に**在学していない者**は ⇒⇒⇒ **一般科目生** と呼びます。

（２） 資格課程科目等履修生の「新規」と「継続」については、次のとおりになります。

新規／継続	対象者	入学金
新規	**2026 年度に、初めて資格課程科目等履修生になる者**※1	**必要**
継続※2	・2025 年度現在、一般科目生であり、2026 年度も継続して一般科目生になる者 ・2025 年度現在、院生科目生であり、2026 年度も継続して院生科目生になる者	免除

※1：科目等履修生としての所属形態が変わることにより新規扱いとなる場合があります。（下記参照。）
ご自分のケースが新規扱いとなるか否か不明な場合は、必ずご照会ください。

※2：資格課程科目等履修生の在籍期間は１年間です。ただし、継続を希望する場合は、所定の手続きをとることにより、継続して在籍することが出来ます。

新規扱いとなる具体例（以下はすべて新規扱いとなります。）

① 大学に在学中、資格課程を履修していた者が、卒業後、新たに各課程の一般科目生又は院生科目生になる場合
② 以前、一般科目生であった者が、その後継続せずに、１年以上の期間をあけて、再度一般科目生になる場合
③ 院生科目生が、大学院を修了することにより、次年度、一般科目生になる場合
④ 院生科目生が、博士前期課程を修了した後、博士後期課程に進学し、続けて院生科目生になる場合
⑤ 院生科目生が、博士前期課程を修了した後、続けて他研究科の博士前期課程に入学し院生科目生になる場合
⑥ 一般科目生が、明治大学大学院に入学し、院生科目生になる場合
⑦ 院生科目生が、（退学した後に）再入学をし、再度、院生科目生になる場合

Ⅱ．面接試問の有無について

一般科目生の面接試問の有無については、次のとおりとなります。ただし、下記の取り扱いにかかわらず、必要に応じて面接試問を行うことがあります。（対象者には個別に連絡します。）

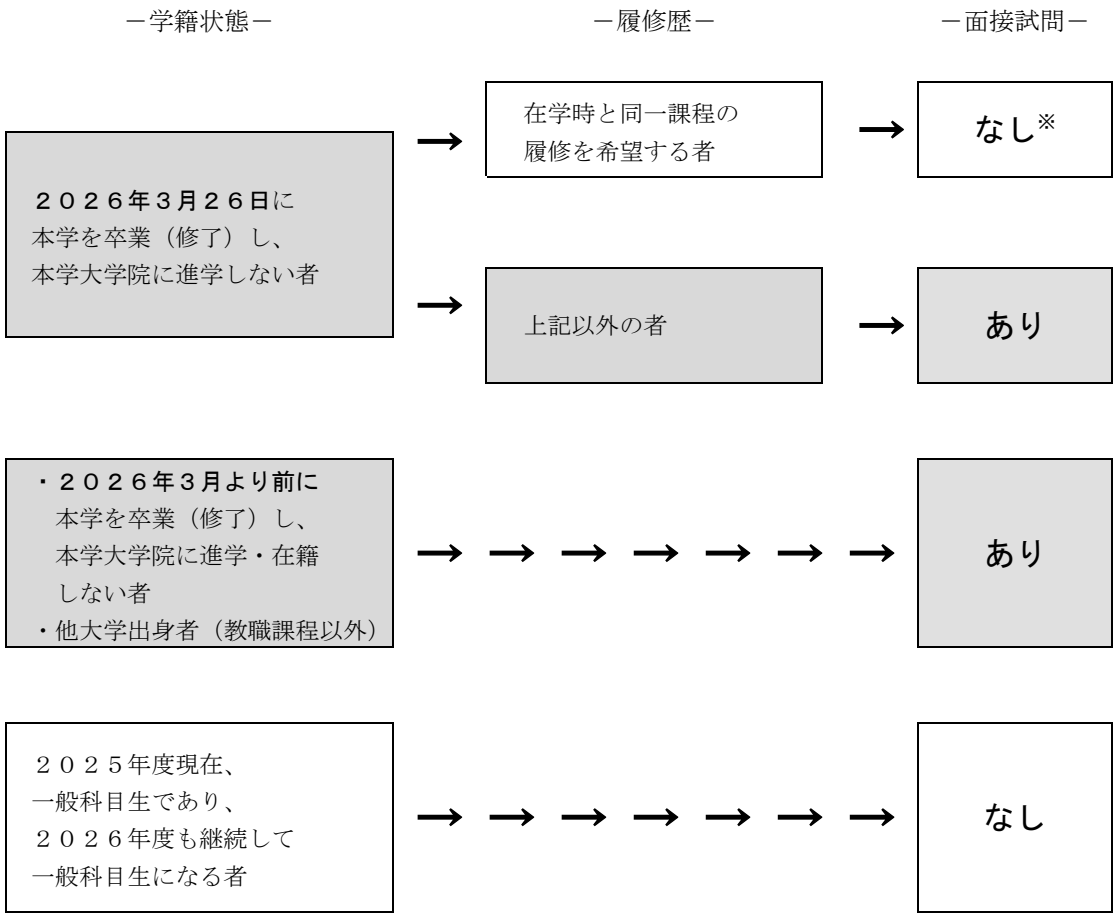

※２０２６年度以降に教育実習の履修を開始すること（＝教育実習Ⅰの履修）を希望する者は、面接試問を受けなければなりません。
※教職課程の受け入れは明治大学（学部）を卒業している者（短期大学は含みません。）、または、明治大学院生科目等履修生で教職課程を履修した者のみが対象です。

Ⅲ．留意事項

（１） 手続完了者には、科目等履修生証を交付します。（在籍期間終了後、資格課程事務室に返却のこと。）紛失した場合は、再発行手数料（2,000 円）が必要となります。

（２） 科目等履修生は、在学期間中、科目等履修生証受領後に本学の図書館およびメディア関連施設(自習室等)を利用することができます（メディア関連施設のみ、秋学期は 3 月 26 日まで利用可）。

（３） 科目等履修生には、通学証明書（通学定期用）及び学割証は発行されません。

（４） 科目等履修生への伝達事項は、Oh-o! Meiji（本学のポータルサイト）からお知らせします。

（５）本学の科目等履修生であることを根拠とする在留資格は、取得できません。

２．手続きの流れ（手続日程等）

履修する課程及び科目、卒業した年度等により、「面接試問なし」の場合と「面接試問あり」の場合に分かれますので、間違えないよう注意してください。

①　面接試問なし

対象者　2026 年 3 月 26 日に本学を卒業･修了し、在学時と同一課程の履修を希望する者。
(p.3 参照)
ただし、2026 年度以降に教育実習を新たに開始すること（教育実習Ⅰの履修）を希望する者は対象外とします。（面接試問が必要です。）

Ⅰ．願書受付（※郵送受付のみ）

１．出願期間　**２０２６年 ３月２日（月） ～ ３月 ５日（木）【消印有効】**

２．出願先　　〒101-8301　東京都千代田区神田駿河台１－１
明治大学資格課程事務室　一般科目等履修生係

３．注意事項

・出願書類は不備がないように注意してください。不備があった場合は受付けすることができない場合があります。

・出願書類に不備がある場合等を考慮して、できるだけ早めに提出してください。

・出願書類は返却いたしません。

⇩

Ⅱ．選考・合否発表

１．選 考 方 法：原則として書類審査のみ。（面接試問が必要な場合は個別に連絡します。）
２．合 否 発 表：**不合格者に対してのみ**通知します。

⇩

Ⅲ．入学手続資料公開

３月下旬に資格課程 HP に公開します。

⇩

Ⅳ．履修相談・履修届提出・履修料納入等

詳細は資格課程 HP にてお知らせします。

②　面接試問あり

対象者
(p. 3 参照)

「面接試問なし」の対象者に該当しない者

例 ・ 他大学出身者
・ 本学を 2026 年 3 月より前に卒業・修了した者
・ 本学新卒者のうち新たに各課程の履修を希望する者
・ 2026 年度以降に教育実習の履修を新たに開始すること（教育実習Ⅰの履修）を希望する者

Ⅰ．願書受付（※郵送受付のみ）

１．出願期間　２０２６年 ３月２日（月） ～ ３月 ５日（木）【消印有効】

２．出願先　　〒101-8301　東京都千代田区神田駿河台１－１
明治大学資格課程事務室　一般科目等履修生係

３．注意事項

・出願書類は不備がないように注意してください。不備があった場合は受付けすることができない場合があります。
・提出書類に不備がある場合等を考慮して、できるだけ早めに提出してください。
・出願書類は返却いたしません。

⇩

Ⅱ．面接試問・合否発表

日時　２０２６年　３月２１日（土）　午前中
面接試問は、オンラインでの実施を予定しています。
詳細は、受験票送付時にご案内します。

・受験票は、書類選考合格者に 3 月 18 日頃送付予定です。
・合否は、面接者全員にメールでお知らせします。

⇩

Ⅲ．入学手続資料送付

3 月下旬に資格課程 HP に公開します。

⇩

Ⅳ．　履修相談・履修届提出・履修料納入等

詳細は資格課程 HP にてお知らせします。

３．課程別の募集要項

Ⅰ．教職課程

2026 年度、新たに教職課程科目等履修生となる者（ただし、本学大学院在学生は除く。）についての募集要項は下記のとおりです。

１．募集人員

正規の学生の学修に妨げがない限り、原則として人数制限は行いません。ただし、勉学意欲その他、受入れが不適当であると考えられる場合は、入学を認めないことがあります。

２．在籍期間

２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日までの１年間です。

（１年ごとに更新することができます。）

３．出願資格

次の①～⑤の条件をすべて満たすことが必要です。

① **明治大学（学部）を卒業している**者（短期大学は含みません。）、または、明治大学院生科目等履修生で教職課程を履修した者。

② **「新法」（平成 28 年改正免許法）の基準で免許状を取得すること。**

③ 2026 年度、**他大学（通信制の大学を含みます。）の在学生でない**こと。

④ 2026 年 4 月 1 日現在、**満 55 歳未満**であること※。

⑤ 教師として教壇に立つ意思が明確であること。

特記事項

本学在学中に、**教育実習の中止、介護等体験の中止、教職に関する科目の履修停止、履修不可等の措置を受けるなど、教育実習の実習校や介護等体験の体験先ならびに関係諸機関、本学における関係諸部署に著しい迷惑を及ぼしたことがあると教職課程の教員が判断した者は受講資格がありません。**

※ 2025 年度現在、本学の教職課程履修生として在籍し、継続して 2026 年度も本学の教職課程履修生になることを希望する者は上記条件④の対象外となります。

４．出願書類　（複数課程に出願する場合、各課程に重複する書類は１通で構いません。）

※　鉛筆・消せるボールペン（フリクション）等での記入不可

下記の（１）～（３）の該当する書類について提出してください。

（１）　全員提出しなければならない書類

①　2026 年度 明治大学 資格課程科目等履修生 志願書（本学所定用紙）

②　教職課程 履修事前調査書（本学所定用紙）

③　住民票の写し　※住民票のコピーのことではありません

・発行日から 3 か月以内の住民票の写しに限ります。

・入学者の氏名、生年月日、性別、住所の記載が必要です。世帯全員の情報が記載された住民票の写しを提出いただく必要はありません。

・マイナンバー、住民票コードの記載がないものを提出してください。

・外国籍の方は国籍等、在留資格、在留期間の記載が必要です。

④　教職課程 履修計画書（本学所定用紙。別紙による提出も可）

免許状を取得するまでの今後の履修計画について、できるだけ具体的に書いてください。

⑤　教職課程 課題レポート（本学所定用紙。別紙による提出も可）

本学所定用紙に挙げられているテーマについて、レポートを作成してください。

（２）　「2026 年 3 月より前に卒業した者」又は「本学以外の大学で修得した単位を使用して免許を取得する者」のいずれかに該当する場合に提出が必要な書類

①　成績証明書

②　「学力に関する証明書」（発行まで 1 週間ほど掛かりますので、余裕を持ってお申込みください）

注１：「学力に関する証明書」については、科目等履修生となって取得しようと考えている免許状の種類・教科をすべて新法様式で提出してください。（例：中学「社会」、高校「地理歴史」「公民」の免許状を取得しようと考えている場合は、計３種類の「学力に関する証明書」の提出が必要です。）なお、「学力に関する証明書」とは、教育職員免許法の法定区分に則して作成された証明書を指します。

注２：「総合演習」の既修得者はその旨がわかる形で発行された「学力に関する証明書」を提出してください。

（３）　教育職員免許状を既に取得している者のみ提出が必要な書類

①　教育職員免許状の写し又は免許状授与証明書（※取得済の教育職員免許状すべて提出してください。）

５．選考方法

（１）　選考は、書類審査及び面接試問により行われます。

① 書類審査

本学の教職課程科目等履修生として受け入れることが可能であるか否かを出願書類にて審査します。

② 面接試問

ア） 面接試問対象外の者

本学を 2026 年 3 月に卒業する者のうち､「教育実習を既に修得している者」又は「教育実習の履修を 2025 年度から開始している者」に限っては、原則として面接試問を受ける必要がありません。

※ 面接試問対象外に該当する者であっても、出願書類審査の結果等により、面接試問を受けていただくことがあります。（対象者には、個別に連絡します。）

イ） 面接試問対象者

上記「ア）面接試問対象外の者」に該当しない者は面接試問を受けなくてはなりません。

例：既卒者、2026 年度以降教育実習の履修を開始する者などの教育実習Ⅰ未履修者

６．履修料等

（1） 入学金 ２０,０００円（ただし本学卒業生及び本学大学院修了者は１０，０００円）

（2） 履修料 １単位につき下記のとおりです。（注：１科目についてではありません。）

ア.「各学部設置科目」「資格課程設置科目」

法・商・政治経済・文・経営・情報ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学部設置科目	２６，０００円
国際日本学部設置科目	３０，５００円
理工学部・農学部（農学科、農芸化学科、生命科学科）・総合数理学部設置科目	３５，０００円
農学部（食料環境政策学科）設置科目	３１，５００円
資格課程設置科目	２６，０００円

（注）なお、実験実習科目については、上記の他、１単位につき、次の実験実習料が必要です。

理工学部設置科目（数学科設置科目を除く。）	１５，０００円
農学部設置科目（食料環境政策学科設置科目を除く。）	１５，０００円
総合数理学部設置科目（現象数理統計学科設置科目を除く。）	１５，０００円

イ.「学部間共通外国語」

English Communication	２６，０００円

７．他大学大学院の在学生が本学の科目等履修生になる場合の注意事項

出願前に所属大学院の指導教員の許可を得ておかなければなりません。後日、本学所定用紙にて許可書の提出が必要になります。なお、大学院の授業・研究に支障がないように配慮してください。

教職課程科目等履修生の出願にあたっての留意事項

◆資格課程には教員採用試験の実践的な対策として下記のような科目が設置されています。これらを履修希望する方も**資格課程科目等履修生に出願してください**。
※学部在学中に取得した科目は、履修できません。

「教職キャリア形成Ａ」

この授業は、教員採用試験に現役で合格できるだけの深い知識・技能や解答力を身につけることを目的にしています。特に、教職教養は、教育法規、教育心理、教育原理と全国の自治体でも頻出の内容について学ぶ機会にします。加えて、試験内容に論作文を課す自治体も多くみられるため、その出題のポイントや書き方について実践力を身につけます。

「教職キャリア形成Ｂ」

教員採用試験における論作文・個人面接・集団討論・模擬授業とは、どんな目的でどんな評価が行われるかをもとに基礎的な考え方や方法を理解します。それを表現するために、実際に個別や集団での演習を行い、それらの活動を通して各自の考えを表現できることを目標とします。

◆取得しようとする免許状について

卒業した学部・学科（専攻）で取得できる免許状以外の免許状取得を希望する者は、必ず事前に資格課程事務室にご相談ください。

注：入学後は免許状取得に適った学部学科に割り当てられます。なお、履修対象科目は、割り当てられた学部学科で取得可能な免許状取得に必要な科目のみ、履修可能です。

◆履修できる科目について

「新法」（平成 28 年改正免許法）の基準で免許状を取得する際に必要な科目を履修することができます。ただし、「履修人数を制限する科目」[注]は除きます。

注：履修人数を制限する科目については、履修希望者数が多い場合、履修できないことがあります。該当科目はp. 11「◆ 履修人数を制限する科目について」で確認をしてください。なお、「体育」の履修を希望する者は出願時に申し出が必要です。

◆ 履修単位の制限について

１年間に履修できる単位数の上限は４６単位です。また、この４６単位のうち、原則として教科に関する専門的事項の科目の履修制限単位は３２単位です。ただし、既に１教科以上の免許状を取得している者が他の教科の免許状を取得しようとする場合においては、教科に関する専門的事項の科目を１年間に４０単位まで履修することができます。なお、複数の課程の科目を同一年度に履修する場合にも、１年間に履修できる単位数の上限は合計４６単位です。

◆ 教育実習について

(1) **本学では、実習校の紹介をしていないため、科目等履修生本人が自己開拓で探さなくてはなりません。**通常は、母校等に行ってお願いすることになりますが、見つからない場合は実習を行うことができません。

(2) 教育実習については、原則として１年目に事前指導を受け、２年目に現場実習を行い、事後指導を受けます。このため、教育実習を修得するためには２年間かかります。

(3) 新法において中学校教諭一種免許状を取得するためには、教育実習を５単位修得しなければなりません。　旧法下において３単位の教育実習は行ったが、他の科目が未修得であったために中学校教諭一種免許状の取得要件を満たすことができなかったような場合、不足する２単位分の教育実習を修得するためには、現場実習を含む２年間の教育実習を再度履修しなくてはなりません。

◆ 履修人数を制限する科目について

次の科目は履修人数を制限するため、履修希望者が多い場合、履修できないことがあります。(詳細は資格課程事務室で確認してください。)

「体育」、「English Communication」、「ICT ベーシック」、「学部開設実験科目」等

※その他、免許教科『英語』、『数学』、『理科』、『情報』等の取得要件で履修人数を制限する科目もあります。

◆ 介護等の体験について

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が 1998 年 4 月 1 日から施行され、中学校教諭一種免許状を取得するためには、原則として、特別支援学校及び社会福祉施設において、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（以下「介護等の体験」という。）を７日間行うことが必要になりました。

本学においては次の３つの要件を満たした者のみに「介護等の体験」を行うことを認めています。

① 介護等の体験を行う**前年度に**予備登録・体験費用納入等、所定の手続きを完了していること。
② 本学が開設する「特別支援教育概論」(2015 年度以前入学者は「障害児教育論」又は「福祉と社会教育」のいずれか) を介護等の体験を行う**前年度までに**修得していること。
③ 介護等の体験を行うための事前指導を受けること。(例年４月に実施)

このため、**本学において介護等の体験を修了するためには、最低２年間※かかります。**

※　ただし、上記②の前提条件科目を修得済み、かつ、次のア～ウの手続きを期日内に完了することができる場合は、介護等体験を登録した年度に体験を行う(1 年間)ことが可能です。期日までに完了できない場合は、2 年間必要となりますので、注意してください。

ア　科目等履修生合格後、4 月中旬までに、予備登録、体験費用納入等の手続きを完了すること。

イ　4 月末までに介護等体験登録・事前ガイダンスを視聴、麻疹に関する届出等を行うこと。

ウ　その他、必要な手続きを案内する期限までに行うこと。

1 年間で介護等体験を行うことを希望する場合は、科目等履修生に出願する前に、資格課程事務室に電話またはメールにて必ず相談してください。

◆ その他留意事項

本学在学中に、教育実習の中止、介護等体験の中止、教職に関する科目の履修停止、履修不可の措置を受けるなど、教育実習の実習校や介護等体験の体験先ならびに関係諸機関、本学における関係諸部署に著しい迷惑を及ぼしたことがあるなど、教員適性に問題があると教職課程の教員が判断した者は、科目等履修生としての受け入れは行いません。

以上

Ⅱ．学芸員養成課程

2026 年度、新たに学芸員養成課程科目等履修生となる者（ただし、本学大学院在学生は除く）についての募集要項は下記のとおりです。

１．募集人員

正規の学生の学修に妨げがない限り、原則として人数制限は行いません。ただし、勉学意欲その他、受入れが不適当であると考えられる場合は、入学を認めないことがあります。

２．在籍期間

２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日までの１年間です。
（１年ごとに更新することができます。）

３．出願資格

大学を卒業した者（これには本学以外の大学を卒業した者も含みますが、短期大学卒業者は除きます。）

４．出願書類　（複数課程に出願する場合、各課程に重複する書類は１通で構いません。）

※　鉛筆・消せるボールペン（フリクション）等での記入不可

（１）　2026 年度 明治大学 資格課程科目等履修生 志願書（本学所定用紙）

（２）　学芸員養成課程 志望動機（本学所定用紙）

（３）　住民票の写し　※住民票のコピーのことではありません

- 発行日から 3 か月以内の住民票の写しに限ります。
- 入学者の氏名、生年月日、性別、住所の記載が必要です。世帯全員の情報が記載された住民票の写しを提出いただく必要はありません。
- マイナンバー、住民票コードの記載がないものを提出してください。
- 外国籍の方は国籍等、在留資格、在留期間の記載が必要です。

（４）　成績証明書

（５）　学芸員の単位修得証明書※（単位の修得年度及び適用法令（新科目・旧科目）がわかるもの）

※本学以外の大学で、学芸員養成課程に関する単位を一部修得し、これらの単位を使用し学芸員養成課程を修了することを希望する者のみ提出すること。

（注）他大学で修得した単位について

本学以外の大学で学芸員養成課程に関する単位を一部修得し、その単位を使用し資格取得を希望する場合、学歴要件を満たしている「卒業証明書」と「単位修得証明書（分割修得した場合はそれぞれの大学分が必要)」で有資格者であることを証明することになります。なお、本学で資格取得要件のすべての科目を修得したものに限り、「学芸員養成課程修了証書」を発行します。

５．選考方法

選考は、書類審査及び面接試問により行われます。

- 本学新卒の学芸員養成課程継続履修者以外は面接試問を受けなければなりません。
- 本学新卒の学芸員養成課程継続履修者については、原則※として書類審査のみとなり、面接試問を受ける必要はありません。

※ 当課程継続履修者のうち面接試問が必要な者については、個別に連絡します。

６．履修料等

（1） 入学金　２０，０００円（ただし本学卒業生及び本学大学院修了者は１０，０００円）

（2）履修料　１単位につき、　２６，０００円（注：１科目についてではありません）

学芸員養成課程科目等履修生の出願にあたっての留意事項

◆履修できる科目・単位数

学芸員の資格取得に必要な科目及び単位数とします。ただし、複数の課程の科目を同一年度に履修する場合、１年間に履修できる単位数の上限は合計４６単位です。

注１：「博物館実習」は、前年度までに所定の前提条件科目をすべて本学で修得済みの者だけが履修できます。このため、初めて学芸員養成課程を履修する者は、修了するために最低２年間かかります。

注２：「博物館実習」は、金曜日３・４時限（通年）の他、付属博物館等での１週間程度の実務実習、及び春・秋学期各１回の実習室での実習から構成されるので、これらに出席できるように予定を組む必要があります。

◆他大学大学院の在学生が本学の科目等履修生になる場合の注意事項

出願前に所属大学院の指導教員の許可を得ておかなければなりません。後日、本学所定用紙にて許可書の提出が必要になります。なお、大学院の授業・研究に支障がないように配慮してください。

◆学芸員養成課程のカリキュラム改正について

「博物館法施行規則の一部を改正する省令」が 2009 年 4 月 1 日に公布され、新課程が 2012 年 4 月 1 日から施行されました。これにより、旧課程で修了する（すべての科目を修得する）ことができていない者が、改めて科目等履修生として学芸員の資格取得を目指す場合には、修得済みの科目があったとしても、原則として新課程下で新設される科目を新たに取り直さなければなりません（一部の科目のみ、読み替えて要件に含めることが可能）。

旧課程で学芸員に関わる科目の単位を修得したことがある者については、以上のことを了承のうえで出願をするようにしてください。

以上

Ⅲ．社会教育主事課程（社会教育士）

2026 年度､新たに社会教育主事課程科目等履修生となる者(ただし､本学大学院在学生は除く。)についての募集要項は下記のとおりです。

１．募集人員

正規の学生の学修に妨げがない限り、原則として人数制限は行いません。ただし、勉学意欲その他、受入れが不適当であると考えられる場合は、入学を認めないことがあります。

２．在籍期間

２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日までの１年間です。
（１年ごとに更新することができます。）

３．出願資格

大学を卒業した者（これには本学以外の大学を卒業した者も含みますが、短期大学卒業者は除きます。）

４．出願書類　（複数課程に出願する場合、各課程に重複する書類は１通で構いません。）

※　鉛筆・消せるボールペン（フリクション）等での記入不可

（１）　2026 年度 明治大学 資格課程科目等履修生 志願書（本学所定用紙）

（２）　社会教育主事課程 志望動機（本学所定用紙）

（３）　住民票の写し　※住民票のコピーのことではありません

- 発行日から 3 か月以内の住民票の写しに限ります。
- 入学者の氏名、生年月日、性別、住所の記載が必要です。世帯全員の情報が記載された住民票の写しを提出いただく必要はありません。
- マイナンバー、住民票コードの記載がないものを提出してください。
- 外国籍の方は国籍等、在留資格、在留期間の記載が必要です。

（４）　成績証明書

（５）　社会教育主事課程の単位修得証明書（※本学以外の大学で、社会教育主事課程に関する単位を一部修得し、これらの単位を使用し社会教育主事課程を修了することを希望する者のみ提出すること。）

（注）他大学で修得した単位について

本学以外の大学で社会教育主事課程に関する単位を一部修得し、その単位を使用し資格取得を希望する場合、学歴要件を満たしている「卒業証明書」と「単位修得証明書（分割修得した場合はそれぞれの大学分が必要)」で有資格者であることを証明することになります。なお、本学で資格取得要件のすべての科目を修得したものに限り、「社会教育主事課程修了証書」を発行します。

５．選考方法

選考は、書類審査及び面接試問により行われます。

- 本学新卒の社会教育主事課程継続履修者以外は面接試問を受けなければなりません。
- 本学新卒の社会教育主事課程継続履修者については、原則※として書類審査のみとなり、面接試問を受ける必要はありません。

※ 当課程継続履修者のうち面接試問が必要な者については、個別に連絡します。

６．履修料等

（1） 入学金　２０，０００円（ただし本学卒業生及び本学大学院修了者は１０，０００円）

（2）履修料　１単位につき、２６，０００円（注：１科目についてではありません）

社会教育主事課程科目等履修生の出願にあたっての留意事項

◆履修できる科目・単位数

社会教育主事の資格取得に必要な科目及び単位数とします。ただし、複数の課程の科目を同一年度に履修する場合、１年間に履修できる単位数の上限は合計４６単位です。

◆他大学大学院の在学生が本学の科目等履修生になる場合の注意事項

出願前に所属大学院の指導教員の許可を得ておかなければなりません。後日、本学所定用紙にて許可書の提出が必要になります。なお、大学院の授業・研究に支障がないように配慮してください。

◆社会教育士について

旧養成課程で社会教育主事課程を修了した方は、本学において「社会教育経営論Ａ」(2 単位)・「社会教育経営論Ｂ」(2 単位)・「生涯学習支援論」(4 単位) を修得することにより「社会教育士」を称することができます。

以上

Ⅳ．司書課程

2026 年度、新たに司書課程科目等履修生となる者（ただし、本学大学院在学生は除く。）についての募集要項は下記のとおりです。

１．募集人員

正規の学生の学修に妨げがない限り、原則として人数制限は行いません。ただし、勉学意欲その他、受入れが不適当であると考えられる場合は、入学を認めないことがあります。

２．在籍期間

２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日までの１年間です。
（１年ごとに更新することができます。）

３．出願資格

大学を卒業した者（これには本学以外の大学を卒業した者も含みますが、短期大学卒業者は除きます。）

４．出願書類　（複数課程に出願する場合、各課程に重複する書類は１通で構いません。）

※　鉛筆・消せるボールペン（フリクション）等での記入不可

（１）　2026 年度 明治大学 資格課程科目等履修生 志願書（本学所定用紙）

（２）　司書課程 志望動機（本学所定用紙）

（３）　住民票の写し　※住民票のコピーのことではありません

- 発行日から 3 か月以内の住民票の写しに限ります。
- 入学者の氏名、生年月日、性別、住所の記載が必要です。世帯全員の情報が記載された住民票の写しを提出いただく必要はありません。
- マイナンバー、住民票コードの記載がないものを提出してください。
- 外国籍の方は国籍等、在留資格、在留期間の記載が必要です。

（４）　成績証明書

（５）　司書課程の単位修得証明書※（単位の修得年度及び適用法令（新科目・旧科目）がわかるもの）

※本学以外の大学で、司書課程に関する単位を一部修得し、これらの単位を使用し司書課程を修了することを希望する者のみ提出すること。

（注）他大学で修得した単位について

本学以外の大学で司書課程に関する単位を一部修得し、その単位を使用し資格取得を希望する場合、学歴要件を満たしている「卒業証明書」と「単位修得証明書（分割修得した場合はそれぞれの大学分が必要)」で有資格者であることを証明することになります。なお、本学で資格取得要件のすべての科目を修得したものに限り、「司書課程修了証書」を発行します。

５．選考方法

選考は、書類審査及び面接試問により行われます。

- 本学新卒の司書課程継続履修者以外は面接試問を受けなければなりません。
- 本学新卒の司書課程継続履修者については、原則※として書類審査のみとなり、面接試問を受ける必要はありません。

※ 当課程継続履修者のうち面接試問が必要な者については、個別に連絡します。

６．履修料等

（1） 入学金　２０，０００円（ただし本学卒業生及び本学大学院修了者は１０，０００円）

（2）履修料　１単位につき、２６，０００円（注：１科目についてではありません）

司書課程科目等履修生の出願にあたっての留意事項

◆履修できる科目・単位数

司書の資格取得に必要な科目及び単位数とします。ただし、「図書館実習」については、本学ですべての司書課程科目を修得する者のみ履修できます。また、複数の課程の科目を同一年度に履修する場合、１年間に履修できる単位数の上限は合計４６単位です。

（注）演習科目は、本学の司書課程（司書講習は含まない）で所定の履修前提条件科目の単位を修得した者のみが履修できます。このため、初めて司書課程を履修する者は、修了するために最低２年間かかります。また、演習科目は授業の形態上、履修者数を制限するため、履修希望者多数の場合は履修できないこともあります。（在学生と同様に、履修登録前の事前申請が必要です。）

◆他大学大学院の在学生が本学の科目等履修生になる場合の注意事項

出願前に所属大学院の指導教員の許可を得ておかなければなりません。後日、本学所定用紙にて許可書の提出が必要になります。なお、大学院の授業・研究に支障がないように配慮してください。

◆司書課程のカリキュラム改正について

「図書館法施行規則の一部を改正する省令」が 2009 年 4 月 1 日に公布され、新課程が 2010 年 4 月 1 日から施行されました。（一部 2012 年 4 月 1 日施行）

これにより、旧課程で修了する（すべての科目を修得する）ことができていない者が、改めて科目等履修生として司書の資格取得を目指す場合には、読み替えが可能な科目を除き、別途、新課程下で新設される科目の単位を修得する必要があります。

旧課程で司書に関わる単位を修得したことがある者については、以上のことを了承のうえで出願をするようにしてください。

以上

Ⅴ．司書教諭課程

2026 年度、新たに司書教諭課程科目等履修生となる者（ただし、本学大学院在学生は除く。）についての募集要項は下記のとおりです。

１．募集人員

正規の学生の学修に妨げがない限り、原則として人数制限は行いません。ただし、勉学意欲その他、受入れが不適当であると考えられる場合は、入学を認めないことがあります。

２．在籍期間

２０２６年４月１日から２０２７年３月３１日までの１年間です。
（１年ごとに更新することができます。）

３．出願資格（次のいずれかに該当することが必要です。）

（１） 教員免許状を取得している者

（２） 2026 年度、本学の教職課程科目等履修生になる者

４．出願書類 （複数課程に出願する場合、各課程に重複する書類は１通で構いません。）

※ 鉛筆・消せるボールペン（フリクション）等での記入不可

（１） 2026 年度 明治大学 資格課程科目等履修生 志願書（本学所定用紙）

（２） 司書教諭課程 志望動機（本学所定用紙）

（３） 住民票の写し ※住民票のコピーのことではありません

- 発行日から 3 か月以内の住民票の写しに限ります。
- 入学者の氏名、生年月日、性別、住所の記載が必要です。世帯全員の情報が記載された住民票の写しを提出いただく必要はありません。
- マイナンバー、住民票コードの記載がないものを提出してください。
- 外国籍の方は国籍等、在留資格、在留期間の記載が必要です。）

（４） 成績証明書

（５） 司書教諭の単位修得証明書（※本学以外の大学で、既に司書教諭課程に関する単位を一部修得している場合のみ提出すること。）

（６） 教員免許状の写し又は免許状授与証明書（※教員免許状取得者のみ提出すること。）

５．選考方法

選考は、書類審査及び面接試問により行われます。

- 本学新卒の司書教諭課程継続履修者以外は面接試問を受けなければなりません。
- 本学新卒の司書教諭課程継続履修者については、原則※として書類審査のみとなり、面接試問を受ける必要はありません。

※ 当課程継続履修者のうち面接試問が必要な者については、個別に連絡します。

６．履修料等

（1）入学金　２０，０００円（ただし本学卒業生及び本学大学院修了者は１０，０００円）

（2）履修料　１単位につき、２６，０００円（注：１科目についてではありません）

司書教諭課程科目等履修生の出願にあたっての留意事項

◆履修できる科目・単位数

司書教諭の資格取得に必要な科目及び単位数とします。ただし、「情報メディアの活用」（2 単位）については、履修人数を制限する科目のため、事前申請が必要です。履修希望者多数の場合は履修できないことがあります。また、複数の課程の科目を同一年度に履修する場合、１年間に履修できる単位数の上限は合計４６単位です。

◆他大学大学院の在学生が本学の科目等履修生になる場合の注意事項

出願前に所属大学院の指導教員の許可を得ておかなければなりません。後日、本学所定用紙にて許可書の提出が必要になります。なお、大学院の授業・研究に支障がないように配慮してください。

以上

４．２０２６年度の学年暦および授業時間

（1） 学年暦

春　学　期		**４月１日（水）～ ９月１９日（土）**
入　学　式		４月７日（火）
学　習　指　導		４月１日（水）～ ４月９日（木）
授　業　期　間		４月１０日（金）～ ７月２２日（水）
	前半集中開講科目（S１）※	４月１０日（金）～ ６月３日（水）
	後半集中開講科目（S２）※	６月４日（木）～ ７月２２日（水）
臨時休業（休講）日		５月１日（金）・ ５月２日（土）
休日授業実施日①		４月２９日（水） 〔昭和の日〕
休日授業実施日②		７月２０日（月） 〔海の日〕
補　講　日	※土曜日の通常時限を利用	５月２３日（土）・ ５月３０日（土）
		７月１１日（土）・ ７月１８日（土）
定　期　試　験	※予備日を含む	７月２３日（木）～ ７月３１日（金）
夏　季　休　業		８月１日（土）～ ９月１９日（土）
秋　季　卒　業　式		９月１９日（土）
秋　学　期		**９月２０日（日）～ ３月３１日（水）**
秋　季　入　学　式		９月１９日（土）
学　習　指　導		９月１８日（金）
授　業　期　間		９月２０日（日）～ １月２３日（土）
	前半集中開講科目（F１）※	９月２０日（日）～ １１月１４日（土）
	後半集中開講科目（F２）※	１１月１５日（日）～ １月２３日（土）
休日授業実施日①		９月２１日（月） 〔敬老の日〕
休日授業実施日②		９月２２日（火） 〔国民の休日〕
休日授業実施日③		１０月１２日（月） 〔スポーツの日〕
休日授業実施日④		１１月２３日（月） 〔勤労感謝の日〕
補　講　日	※土曜日の通常時限を利用	１０月１７日（土）・ １０月２４日（土）
	※全日補講のみ実施	１２月２２日（火）・ １月２２日（金）
大　学　祭　週　間	※当該期間中は全日休講	１０月２９日（木）～ １１月３日（火）
明　大　祭		１０月３０日（金）～ １１月１日（日）
生　明　祭		１０月３０日（金）～ １１月１日（日）
創立記念祝日		１１月１日（日）
臨時休業（休講）日		１２月２３日（水）・ １２月２４日（木）
		１月１６日（土）
冬　季　休　業		１２月２５日（金）～ １月７日（木）
創　立　記　念　日		１月１７日（日）
定　期　試　験	※予備日を含む	１月２５日（月）～ ２月３日（水）
春　季　休　業		２月４日（木）～ ３月３１日（水）
卒　業　式		３月２６日（金）

※各学期の前半集中・後半集中開講科目の利用は，一部の授業で７週完結授業を導入する学部に限る。
※大学祭週間中の授業休講措置は全キャンパスに適用する。ただし，大学院，専門職大学院において大学祭週間に授業を実施する場合がある。

（2）時間割（全キャンパス共通）

時限	モジュール	時間帯	備考
1時限	a	9:00～ 9:50	
	b	9:50～10:40	
2時限	a	10:50～11:40	
	b	11:40～12:30	
L	m	12:35～13:25	原則として、前後各5分と併せて1時間の昼休みとします
3時限	a	13:30～14:20	
	b	14:20～15:10	
4時限	a	15:20～16:10	
	b	16:10～17:00	
5時限	a	17:10～18:00	
	b	18:00～18:50	
6時限	a	19:00～19:50	
	b	19:50～20:40	

※ 各授業科目の時間割については、2026 年 3 月末に HP に公開する予定です。

５．お問い合わせ

明治大学教務事務部資格課程事務室

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台１－１

電　話 ： 03-3296-4184
メール ： shikaku@mics.meiji.ac.jp